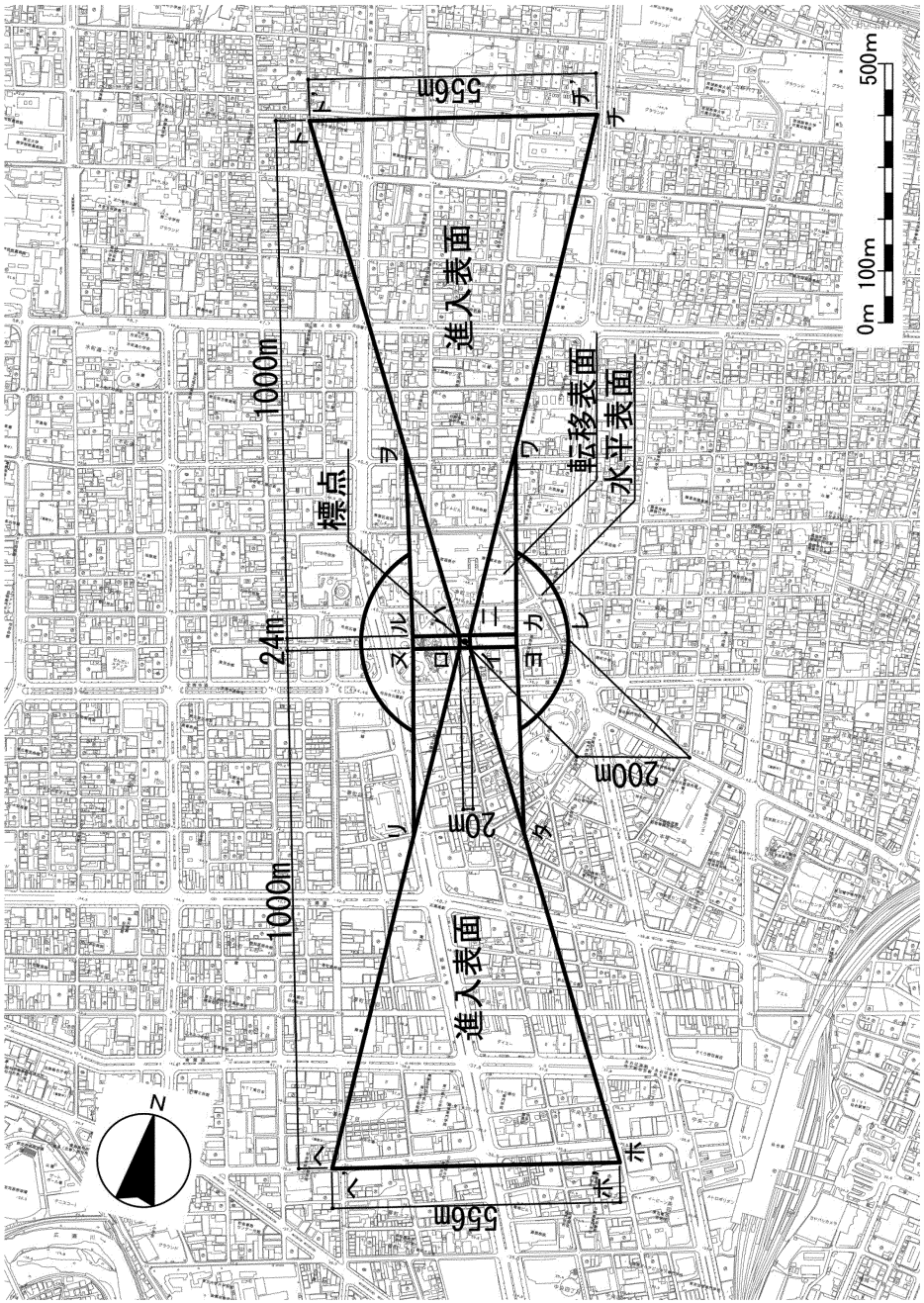
第二図　仙台第1地方合同庁舎屋上ヘリポート



官　庁　報　告

労　　働

最低工賃の決定及び廃止決定に関する公示

岩手労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第８条第１項の規定に基づき岩手県婦人・男子既製洋服製造業最低工賃を次のように決定し、同法第10条の規定に基づき、岩手県婦人既製洋服製造業最低工賃（平成22年岩手労働局最低工賃公示第１号）及び岩手県男子既製洋服製造業最低工賃（平成22年岩手労働局最低工賃公示第２号）を平成27年３月24日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 2 月 23 日　　岩手労働局長　弓　　信幸

岩手県婦人・男子既製洋服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　岩手県の区域内で婦人・男子既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務

工　程	規　　格	単　位	金　額		
			ワンピース又はブラウス	ジャケット又はコート	スカート又はスラックス
千鳥がけ	長さが３cm間に６個以上	２か所につき	18円	18円	18円
星入れ	長さが３cm間に３針以上	10cmにつき	12円	12円	
まつり	針目が３cm間に４針以上	10cmにつき	８円	８円	８円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	１組につき	19円	19円	19円
かぎホック付け	前かん、大きさ共通	１組につき			19円
	スプリングホック、大きさ共通	１組につき	19円	19円	19円
玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5cm以内	１個につき	13円	13円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	２か所につき	12円		
ボタン付け	根巻きなし	１個につき	６円	６円	６円
	根巻きあり	１個につき	８円	８円	８円
	力ボタン付き、根巻きあり	１個につき	10円	10円	10円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ共通	２か所につき	10円	10円	10円